

川市税発第 475 号
川越税第 1382 号
平成26年10月 3日

各 位

川越市長 川 合 善 明
埼玉県川越県税事務所長
山 瀬 陽一郎

個人住民税（市民税・県民税）における特別徴収義務者としての
指定の予告について（通知）

川越市及び埼玉県の税務行政の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、地方税法では、個人住民税については、所得税の源泉徴収と同様に、事業主が給与を支払う際に個人住民税額を差し引いて、各従業員が1月1日現在にお住まいの市町村にそれぞれ納入していただくことが定められております。この徴収方法を「特別徴収」といい、特別徴収により納めていただく事業所等を「特別徴収義務者」といいます。

事業所等に個人住民税を特別徴収していただくためには、市町村が事業所等にその旨を通知し、特別徴収義務者に指定することが必要です。

これまではこの指定が徹底されていなかったため、所得税の源泉徴収義務者であっても、個人住民税の特別徴収義務者に指定されていない場合があります。

このため、埼玉県と県内全ての市町村では、法令遵守と納税者（従業員等）の利便性向上の観点から、特別徴収義務者の指定を徹底することといたしました。

つきましては、貴事業所等に勤務する従業員等の方のお住まいの市町村が、それぞれ平成27年5月に「特別徴収税額の決定・変更通知書」を送付することにより貴事業所を「特別徴収義務者」に指定する予定ですので、あらかじめお知らせします。平成27年6月支払分の給与から個人住民税額を毎月差し引いて、翌月10日までに関係市町村に納めていただくこととなりますので、御準備をお願いします。

また、申出により普通徴収とすることができる場合がありますので、別添の「個人住民税（市町村民税・県民税）特別徴収事務の流れ」及びリーフレットにて御確認ください。

なお、この通知は、既に特別徴収を行っている事業所等にもお送りしておりますので、御了承くださるようお願いいたします。

御理解と御協力をお願いします。

<参考>

- 1 個人住民税は、従業員等の住所地の市町村が課税と徴収をします。貴事業所等が既に一部の市町村から特別徴収義務者として指定されていても、他に普通徴収の扱いとなっている市町村がある場合は、新たにその市町村が貴事業所等を特別徴収義務者として指定することとなります（詳細は別添「個人住民税（市町村民税・県民税）特別徴収事務の流れ」を御参照ください。）。
- 2 今回の予告通知後に、特別徴収義務者の指定要件に該当しなくなり、来年度「特別徴収税額の決定・変更通知書」が送付されない場合もありますが、御希望により、年の途中であっても特別徴収義務者になることができますので、その場合は御連絡ください。

特別徴収とは、市町村が事業所等を特別徴収義務者として指定し、指定された事業所等が給与支払の際、従業員等の個人住民税を毎月（6月から翌年の5月まで）の給与から、月割額で差し引いて、市町村へ納入していただく制度です。

※ 従業員等が常時10人未満の事業所には、市町村長の承認を受けて市町村への納入回数を年2回とする特例制度があります。

特別徴収義務者に指定されたら、

- ① 専従の事務員がいない等のため業務に対応できない
- ② 他市町村では特別徴収義務者に指定されていない

などの理由で、給与からの差引きや市町村への納入を拒否することはできませんので、御理解と御協力をお願いします。

担 当 川越市市民税課 個人住民税担当 電話 049-224-5640
埼玉県川越県税事務所 納税・個人県民税対策担当 電話 049-242-1813